

地域交通データ会議設置要綱

(目的)

第1条 地方自治体による地域交通政策の形成におけるデータの収集及び利活用について、専門的な見地から意見を聴取するため、地域交通データ会議（以下「本会議」という。）を設置する。

(主な検討事項)

第2条 本会議の主な検討事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域交通政策の形成におけるデータの収集及び利活用に関する事項
- (2) その他関連する事項

(構成員)

第3条 本会議の構成員は別紙のとおりとする。

- 2 座長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第4条 本会議の庶務は、一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会において処理する。

(運営)

第5条 本会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 前条までに定めるもののほか、本会議の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。
- 3 本会議の内容は、原則として非公開とする。
- 4 会議資料及び議事概要については原則として公開する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

(謝金及び旅費)

第6条 委員又は第3条第2項に定める委員以外の者に対しては、別に定めるところにより、謝金及び旅費を支給する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則 この要綱は、令和6年11月6日から施行する。

地域交通データ会議 構成員名簿

【委員】（五十音順、敬称略）

浅見 泰司（座長）	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 教授
竹村 彰通	滋賀大学 学長、東京大学 名誉教授
真下 敬太	法律事務所 ZeLo・外国法共同事業 弁護士
森川 高行	名古屋大学未来社会創造機構 名誉教授・特任教授

【オブザーバー】

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局
国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課
国土交通省物流・自動車局旅客課
南砺市政策推進課（富山県交通政策局、デジタル戦略課）
小松市地域交通政策室（石川県交通政策課、デジタル推進監室）
静岡県交通基盤部都市局地域交通課
堀江 和博 滋賀県日野町長

【事務局】

一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会